

東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）

様式第1号（第3条関係）

書類提出日を記入してください。

令和4年 5 月 1 日

東京都労働相談情報センター所長 殿

所在地及び名称は登記簿どおりに記載し、
代表者印（会社実印）を押印してください。《個人事業主の場合》
・「企業等の所在地」：個人事務所の住所を記載
・「企業等の名称」：個人事務所名を記載
・「代表者職・氏名」：個人事務所の代表者の個人名のみを記載
・「印」：実印を押印

企業等の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号

企業等の名称 株式会社飯田橋物産社

代表者職・氏名 代表取締役 東京 太郎

代表
者印

請 書

新型コロナウイルス感染症に関する事由で、東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）を申請します。

1 企業等の概要	
業 種	卸売, 小売業
労働者数	60 人 (内訳: 男性 30人 女性 30人)
うち常用労働者数	45 人 (内訳: 男性 25人 女性 20人)
うち非正規労働者数	30 人 (内訳: 男性 15人 女性 15人)
2 本申請に係る連絡先及び派遣先	
所属部署名	総務部人事課
職・担当者氏名	人事課長 飯田橋 次郎
電話/FAX 番号	(電話) 03-0000-1111 (090-0000-1111) (FAX) 03-0000-2222
メールアドレス	iidabashi@iidabashi.jp
派遣先所在地 (都内)	東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号 (本社)

連絡先には、企業等の連絡先のほか、休業中の場合でも連絡可能な番号（携帯電話番号等）の記入もお願いします。

派遣先所在地に、店名・屋号がある場合は記入してください。

東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）の申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- 都内で事業を営んでいること。
- 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
- 常時雇用する労働者がいること。
- 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

【確認】（該当する場合には、□欄にチェックしてください。）

- 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣を利用したこと（または当該年度中に利用する予定）がある。（東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣の取組計画の内容と、当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外になります。）

東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）

様式第1号の2（第3条関係）

【新型コロナウイルス感染症に係る休業等に関する取組計画】

<p>取組項目</p>	<p>取組みを予定している該当の数字すべてに○をつけてください。 ※助言の内容は、助成金申請手続きに関するものに限りません。</p> <p>1 「雇用調整助成金」・「緊急雇用安定助成金」の特例措置（新型コロナウイルス感染症関係）又は「産業雇用安定助成金」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）</p> <p>② 「両立支援等助成金『新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース』」又は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）</p> <p>3 「両立支援等助成金『育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）』」に関する相談・助言（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）</p> <p>4 その他新型コロナウイルス感染症に係る従業員の休業等の制度整備等に関する相談・助言</p>
<p>申請理由</p>	<p>【専門家の助言が必要な理由（新型コロナウイルス感染症に係る休業等の状況）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校一斉休業により、保護者である従業員が休業を余儀なくされている。</p> <p>人材確保が困難な中で、雇用継続を図りたいが、無給の休業が一定期間継続した場合離職する従業員も発生する恐れがある。</p> <p>国の助成金を利用することにより、休業期間中の賃金を全額支給することで、雇用継続していく。</p>
<p>派遣専門家への助言希望内容、その他希望等</p>	<p>助成金制度の説明及び申請手続きへの助言</p> <p>Web 会議システムの利用希望 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>
<p>特定の専門家（社会保険労務士）の希望の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 → 氏名 <u>千代田 三郎</u>（内諾済み）</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p>（上記で「有」の場合）希望する社会保険労務士と顧問契約を締結していますか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい → 顧問契約の写しを申請書と併せて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>

・指名したい社会保険労務士がいる場合は、申請前に、直接申請企業が指名したい社会保険労務士の内諾をお取りいただき、氏名に続いて「(内諾済み)」と記入してください。

・オンラインでの支援を希望する場合は、利用希望「有」にチェックを入れてください。